

## 君津市公園ボランティア制度事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、君津市公園ボランティア制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

### (認定の取消)

第2条 要綱第7条第2項の各号の一により認定を取消された活動団体は、取消された日より起算して満1年を経過しなければ、認定申請はできないものとする。ただし、要綱第7条第2項第4号により認定を取消された団体は除く。

### (活動計画)

第3条 要綱第8条に定める計画書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画期間は4月を始期とした1年間とする。
- (2) 提出期限は、6月末日とする。
- (3) 7月1日から翌年3月末日までに認定された団体は、認定月を始期として当該年度末までの計画書を提出しなければならない。

### (活動報告)

第4条 要綱第9条に定める実績報告書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提出期限は3月10日とする。ただし、その日が君津市の休日を定める条例（平成元年君津市条例第21号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

### (保険)

第5条 要綱による活動団体の活動中の傷害事故や賠償責任事故は、君津市市民活動災害補償制度の対象となる。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成25年3月18日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。